

2018年度障害福祉サービス等報酬改定における就労継続支援B型の取り扱いについて

NPO 法人全国精神障害者地域生活支援協議会
代 表 戸 高 洋 充

現在検討が進められている2018年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援B型の基本報酬を「事業所の平均工賃やその他活動実績（生産活動収入等）に着目した」設定に変更することが示されている。私たちは、この事業の運営を支える報酬のあり方を「工賃実績」に応じたものに整理をしようとすることに、強い危惧を抱くものである。

障害者自立支援法が施行された2006年、それまで障害種別ごとに分立していた33種の施設・事業体系が、6つの日中活動（①療養介護、②生活介護、③自立訓練、④就労移行支援、⑤就労継続支援、⑥地域活動支援センター）に再編された。しかし、これら「介護」「訓練」「就労」という事業構成は、障害当事者や福祉現場の関係者等を含めた十分な検討の場と時間を持たないまま、「三位一体の改革」という時の政権の方針の下、厚生労働省が主導し「走りながら考える」として決定・導入されたものである。

「就労継続支援」についても、当初は「利用者の雇用」を前提としたもののみが想定されていた。しかし、制度実施を目前にした時期になって、当時の授産施設等の障害福祉施設の実態に配慮した「非雇用型」の類型が設定された。つまり、事業の位置づけの根幹にかかわる部分についてすら流動的な性格を残していたのである。そして、法施行に伴う省令において、当初案の雇用型を「A型」、そして非雇用型のものを「B型」と規定され、現在にいたっている。

そのように、これらの事業体系は、制度実施後も引き続き実態と突き合わせながら、必要な修正を行うことを前提としたものとして始まったものといえる。

現在、就労継続支援B型の事業所、特に精神障害者が主たる利用者となっている事業所の多くは、単に「作業工賃を得る場」というよりも、地域生活を送る上での拠点として、まさに「生活支援の場」としての機能が圧倒的に強いものとなっている。利用の仕方も画一的なものせず、利用者それぞれの状況や希望に応える中で、活動の幅は広がり、利用者自身にとっての生活拠点としての機能を強めながら、その地域生活を支えてきた。

私たちは、今回の改定における就労継続支援B型の報酬のあり方が、「工賃実績による区分を原則」に、なんらかの「配慮が補助的に行われる」という方向で検討が進められること自体に問題があると考えている。それは、工賃実績の向上に必ずしも適合しない「配慮」の対象となる支援の内容や利用者の姿にこそ、障害者福祉の最も大切な核心が含まれていると考えるからである。

福祉サービスの主体は、障害のある利用者である。さまざまなニーズを持つその人たちを、制度や事業所の都合にあてはめようとするに拘泥すれば、結果としてせつかくの福祉サービスから遠ざける、すなわち福祉が障害者を排除してしまうことにつながるという重大な問題をはらむ。

今回の報酬改定が、障害者の地域生活支援の充実につながるものとなるよう、現在の就労継続支援B型の報酬算定においては、工賃実績ではなく、生活支援の機能を重視したものとするとともに、生活支援機能を中心とした事業類型の創設も含め、今後の必要な法改正に向けた検討を進めていくことを強く求めるものである。